

# 土曜講座「法学論文ゼミ」実践報告

小泉 尚子(国 語 科)・金田 大助・赤澤 夏樹  
清水 亜由美・園田 紫子(本校卒業生)

## 1 はじめに

本校の土曜講座<sup>1</sup>の中で、「法学論文ゼミ」を実施して3年目となる。初年度より中央大学法学部教授の橋本基弘先生（憲法学）にご協力いただき、出題と講評をお願いしている。2023年度の出題は、以下の通りであった。

A 県にある、国立大学法人 A 大学(1 学年の定員 100 名)は、入試要項に以下のような事項を記載していた。

- 1 主たる学費負担者の年間所得が 300 万円以下の受験生については、高校 3 年間の評定平均値 5.0 であることを条件にして、3 名を別枠で合格させること(別枠で合否判定を実施する)。
- 2 A 大学が所在する A 県内の高校出身者からは、別枠の推薦入試を実施して、5 名を合格させること。
- 3 以上、12の結果を踏まえ、残った定員は、一般入試(通常の科目試験で合否を判定する)で合否判定を行うが、その際、男子受験生を女子受験生より 20 %多く合格させること。

---

<sup>1</sup> 土曜3・4限に学年関係なく好きな講座を選択できる取り組み。受講し終わると卒業に必要な単位の一部となる「ポイント」が取得できる制度を設けていたが、2022年度入学生からは、新カリキュラム導入に伴いポイント制を廃止。

- (1) B 県に居住する男子高校生 C は、A 大学医学部を受験したところ、不合格となった。Cは、個人情報保護制度を利用して、A 大学に成績開示を求めたところ、予備校が作成し、公表していた合格最低点を20点上回っていたことが判明した。Cは、自分が不合格となったのは、上記の入試制度が原因であるとして、A 大学の代わりに合格し、入学していた私立 D 大学医学部の入学金と授業料および精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の請求を行ったとする(国家賠償請求)。この訴えは認められるだろうか。

上記1〜3の趣旨や目的を考えながら、関係する憲法の論点を踏まえて、論じてください。

- (2) また、私立大学 E が男子のみの入学を認める医学部を設置しようとしたところ、文科省はこの設置を不許可とした。E は、この処分が憲法に違反するとして、その取消を求めたとする。この訴えは認められるだろうか。<sup>2</sup>

本年度の受講生は19名（1年10名、2年6名、3年3名）だが、彼らがこの出題に対し約3ヶ月かけて論文（答案）を執筆することとなる。考え方や書き方のレクチャーは、彼らの歳に近い法学部の学生や法曹関係者が行ってくれる。前回および前々回は全国高校生法律討論大会実行委員会<sup>3</sup>の方々が中心となり、論文完成まで導いてくださったが、今回初めてサポートスタッフを本校卒業生のみをお願いするはこびとなった。中心となったのは金田大助さん（本校49期生、弁護士）、赤澤夏樹さん（本校51期生、弁護士）、清水亜由美さん（本校55期生、慶応大学法科大学院2年生）、園田紫子さん（本校56期生、中央大学法学部3年生）である。本稿では、サポートスタッフが講座において高校生

---

<sup>2</sup> 出題に関しては、毎年、橋本先生と小泉とでオンライン会議の場を一度設け、高校生の興味関心を引きそうな話題をいくつか挙げ、それを参考に橋本先生が出題内容を考えてくださっている。

<sup>3</sup> 2018年に法教育に関心のある弁護士、ロースクール生、法学部生などが集って組織された法教育を目的とする任意団体。

をどのように執筆に導いたか報告し、また高校生に法律論文を書かせることにどのような意義があるのかということ述べたい。

## 2 執筆に当たっての事前講義

法律論文を書く上で、いわゆる法的三段論法の型を崩さずに書くことが最低限の条件となっている。法的三段論法とは、①問題に対し、②①を解決するための規範（基準）の定立、③収集した事実を評価し、②の規範（基準）にあてはめることで自らの見解を示す論法となっている。

大学の法学部で要求される論文や課題レポート、試験（以下「論文等」という。）といったものの多くは、法的三段論法を意識するとともに、裁判例が②や③部分でどのような判断をしているのかを分析し、自らの見解を述べることで求められている。そのため、まず論文等に取り組むにあたり、論文等の問題部分が何かを分析し、当該問題と同様又は類似する問題について判断した裁判例を探す作業をする必要がある。

今回橋本教授が出題された問題は、一時期社会問題となった事件<sup>4</sup>を参考に  
出題されているが、同様又は類似する裁判例が見つかりにくい問題となっており、法学部生にとっても取組みにくい問題となっている。おそらく、橋本教授が高校生に期待していたことは、裁判例の分析というよりも、社会問題と憲法がどのように結びついているのかということについて考え、その問題が憲法に反するか否かを論理的に自らの見解を述べることにあったと推察できる。

そのため、サポートスタッフとしては、高校生に法的三段論法並びに今回問題となっている憲法条文及び裁判例の解説のみの講義にとどめ、それ以降は自らで検討してもらう形をとることとし、個別の質問にのみ回答する形をとった。

### 2-1. 法学論文を書く際の思考方法

---

<sup>4</sup> 読売新聞「女子受験者を一律減点…東京医大、恣意的操作」2018年8月2日付朝刊1面

法律論文の書き方は、司法試験、ロースクールの期末試験等を受ける際は必須のスキルであり、司法試験合格を目指す受験生は、常にこれを意識しながら全ての科目の論文式試験に臨んでいる。また、司法試験受験生が試験に合格し弁護士・検察官・裁判官（法曹）となった後も、常に法学論文の書き方を意識することとなる。本ゼミでは、高校生が、憲法の法学論文を書くことにチャレンジすることで、司法試験を目指す受験生がどのような思考方法で法学論文を書いているのか、という点について実体験してもらうことができたと考えており、法曹を目指す者にとっても、そうでない者にとっても、司法試験等の法学論文式試験について知見を深めてもらうことができたと考えている。以下、司法試験受験生等が法学論文を書く際、どのような思考方法を取っているかについて解説する。

### （1）事案の分析

新司法試験がスタートしてからは、比較的長文の事例問題がトレンドとなっており、これを読み解くことがまず重要となる。1に記載した問題文も事例問題であるが、事例問題の中では短いと感じる程の長さであり、予備試験はこれより多く、司法試験は更に多い。

まずは、問われていることが何かを把握することが重要である。民法の問題であれば、民事訴訟での原告の請求（例えば、貸金の返還請求権）は認められるか、なぜその結論になるのかという点が問われることが多い。また、刑法の問題であれば、問題となる行為をした者に、何罪（例えば、殺人罪や窃盗罪）が成立するか、なぜその結論になるのかという点について問われることが多い。民法でも刑法でも、法律効果（民法なら請求権の発生、刑法なら犯罪の成立）を発生させる要件（条文に書いてある要件が基本となる。）の該当性について検討することになる<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup> 民事系の事件、刑事系の事件はあっても、憲法系の事件というものは存在しない。民事系の事件、刑事系の事件の中で、当事者が、最終手段として、憲法を持ち出す、というイメージである。そうすると、憲法の事例問題においても、要件→効果という思考方法は妥当することになる。

難解であると思われるため、以下では、【Aは、Bの息子ではないにもかかわらず、Bが高齢であることに乗じて、Bに電話で「オレだけど、入院費として100万円が必要になったから、〇〇の口座に100万円振り込んで。」と言った。】というオレオレ詐欺（母さん助けて詐欺）の事例が、刑法の事例問題として出題されたことを念頭において説明を加えていきたい（ここまでシンプルな事例は司法試験等では考えられないが、事案分析のしやすさの観点から事例をシンプルにした）。

## (2) 規範の定立

事案の分析が上手くいくと、勉強をした受験生には、問題となる法律の条文、その条文に関連する解釈(多くは、過去の裁判例が示したもの)等が見えてくる。

上記のオレオレ詐欺（母さん助けて詐欺）の事例では、刑法246条が問題となる（実際に刑法をインターネット等で調べ、刑法246条を引いてみてほしい）。まずはこの条文を回答することが重要である。

その後、当該条文に関係する要件を記述する必要がある。刑法246条1項を見ると、「人を欺いて」「財物を」「交付させた」という3つの要件が記載されているため、一つ一つの要件について、重要度に応じて分量を調節しながら、記述する必要がある<sup>6</sup>。

以下では、特に重要な、「人を欺いて」の要件について解説する。法律家の共通認識の中では、「人を欺く」行為とは、①財物の交付に向けられた、②人を錯誤に陥らせる行為であり、③交付の判断の基礎となる重要な事項を偽るものであるという解釈が、裁判例等で一般化されている。実際の受験では、受験生は、このように長い定義を暗記し、それを規範のパートで書くこととなる<sup>7</sup>。

---

<sup>6</sup> さらに、条文には記載されていない因果関係や故意といった別の要件もあるが、ここでは割愛する。

<sup>7</sup> もっとも、ただ規範の暗記をしているだけでは、その規範を使うべきではないのにその規範を使ってしまうたり、その規範を使うべきなのに使えなかったりということになってしまうため、裁判例の学修等を通じて、規範の内容を根本から理解する必要がある（ここが難しい。）。

### (3) 事実の整理及び評価

(2) で定立した規範に関係する事実を整理して記述し、評価を加えながら、どのような結論となるのかについて記述する。

例えば、上記の例では、まず、Aが、Bに対して、Bの息子ではないのに、「オレだけど、入院費として100万円が必要になったから、〇〇の口座に100万円振り込んで。」と告げた事実に着目する必要がある。どの部分に着目したかは、法律論文上必要な記載となる。

この着目した事実を前提として、Aは、Aが〇〇の口座からすぐに受け取れる現金100万円という財物の交付に向けて（上記①の観点）、BがAを息子だと勘違いさせるという錯誤を生じさせており（上記②の観点）、BはAが息子でなければ100万円を交付しなかったであろうことから、財物交付の判断の基礎となる重要な事実を偽ったといえる（上記③の観点）、という法的な評価を加えることで、「人を欺」く行為があったといえることになる。また、他の要件も同様に検討し、それらがすべて満たされれば、初めて詐欺罪が成立する。逆に、一つでも要件が満たされなければ詐欺罪は成立しない（無罪となる）。

### (4) まとめ

以上から、民事上の請求権や、刑事上の犯罪の成否という効果を発生させるためには、どのような要件を充足する必要があるのか、また、その要件は一般的にどのように解釈されており、その解釈を前提とすると、問題となる事案では当該要件を満たすことになるのか、ということについて検討することが重要となる。このような「要件→効果」という思考枠組みの中で、上記のような、  
【規範】→【事実・評価】→【結論】という論証（これは、法的三段論法と呼ばれる）が必要となり、これはあらゆる法律科目で論文を書く際の普遍のルールとなっている（この書き方を守ることで、司法試験の採点者からも、評価を受けることができる）。

このように考えてくると、どのような要件が問題となり、どのような規範を定立し、どのような事実に着目するかという点については、論者の間で内容が

共通するものと思われる。一方で、どのような評価を加えるか、その結果どのような結論をとるかという点については、内容は人それぞれとなるだろう。法律論文を書く上で、結論は、基本的に自由ということである（問題によっては、立場を指定されていることもあるため、その場合は、結論を先に決めて、それに向かって論理を紡いでいくこととなる）。

もっとも、実務となると、依頼者の求める結論を導く論理を構築できる力が重要となる。民事弁護であれば、クライアントが原告なら、請求は認められるという方向で議論する必要があるし、クライアントが被告なら、請求は認められないことを論証する必要がある。刑事弁護人であれば、無罪弁護や情状弁護が必要となるし、検察官であれば<sup>8</sup>、有罪や刑を重くすることを導くような論理を考えることになる。

## 2-2. 憲法14条の解説及び裁判例の紹介

授業の1コマ分（約50分）を利用し、憲法14条の解説及び裁判例の紹介を行った。

まず初めに、憲法や法律が何のために存在するのかを考えてもらった。当該問題を考えることでこれから書く法律論文で何を検討するべきなのかを認識させるためである。以下、四角囲みは実際に利用したレジュメの引用である。

…国が制限なく国民の生活を法律で制限することを許すと国民の自由が極端に制限され、原則自由である自由主義に反することになってしまいます。

そこで、我が国は、憲法において、絶対に侵害してはいけない自由を明記し、国民の自由を保障しています。仮に、憲法で保障されている自由を侵害した場合、国が作った法律や制度は違憲無効となります。

今回皆さんに起案していただく憲法論文は、憲法で保障されている自由を侵害しているか否かを検討していただくことになっています。

---

<sup>8</sup> 検察官に依頼者はいないが、検察官の所属する検察庁という組織全体や、国民が依頼者と考えることができる。

次に、憲法14条がどのような規定になっているのかを確認するとともに、主に同条文に規定されている「法の下に平等」について、裁判例がどのような規範（基準）を立て、どのような事実を収集し、評価をしたのかを解説した。

【待命処分判決 最大昭和39年5月27日民集18巻4号676頁】

「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべき」

※「合理的な理由」とは何かが問題になります。

3 「合理的な理由に基づかない差別」

(1) 判例の基準

ア 国籍法判決 最大平成20年6月4日民集228号101頁

「区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、…違反する」

イ 平成27年再婚禁止判決 最大平成27年12月16日民集69巻8号2427頁

「区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立法目的との関連において合理性を有するものであるかどうかという観点から憲法適合性の審査を行うのが相当である」

(2) 判例の確認（上記二判例が参照した判例）

ア 待命処分判決 最大昭和39年5月27日民集18巻4号676頁

「事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら（憲法14条の）否定することではない。」

イ 尊属殺重罰規定意見判決 最大昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁

「平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき」

(3) 「事柄の性質」

ア 国籍法判決で挙げている事実の確認



- ・ 国籍の得喪に関する要件は、歴史、民族、宗教、政治、経済等の種々の要因を考慮する必要があるので、国籍得喪の判断を立法府の裁量判断に委ねた。
- ・ 日本国籍を取得すると、日本において、公的資格・公的給付を受けることができる（国籍の地位の重要性）。
- ・ 父母は、子にとって自らの意思や努力によっては変えることのできない身分である。

#### イ 平成27年再婚禁止判決で挙げていた事実の確認

- ・ 婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって、その内容の詳細については、憲法が一義的に定めるのではなく、法律によってこれを具体化することがふさわしいもの…。
- ・ 憲法24条2項は、このような観点から、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねる。
- ・ その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものといえる。
- ・ 憲法24条において、婚姻は、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるとしている。
- ・ 婚姻は、これにより、配偶者の相続権（民法890条）や夫婦間の子が嫡出子となること（同法772条1項等）などの重要な法律上の効果が与えられる。

最後に、規範（基準）を定立する際の例文を紹介するとともに、検討手順について説明した。

## ウ 「事柄の性質」による審査基準の定立

### 例文

本問では、①●●と××との間に～～という点で異別取扱いがある（比較の対象）。

そして、②～～という異別取扱いは※※という事情に基づく（差別の基礎）。

また、③異別取扱いがなされている対象は、##という権利・利益についてである（権利の性格）。

以上のような「事柄の性質」から、○○の基準によって審査すべきであると解す。

※（差別の基礎）については、自己の意思や努力で脱却できるか否か（生まれながらの地位や民主制の過程で覆せないもの）、立法府に裁量があるか否かを判断します。

※○○の基準について

- ・ 厳格な基準

目的がやむにやまれぬもので、目的を達成するのに必要不可欠な手段か

- ・ 中間の基準

目的が重要で、目的を達成するのに強い関連性がある手段か

（強い関連性があるか否かの判断をする場合、他の代替案を自ら考え、同代替案をとるべきであること説明することができたら違憲となる。）

- ・ 緩やかな基準

目的が正当で、目的を達成するのに関連性があるか

## 3 実際のアドバイスの様子

今年度の授業では、ワークシートにそって受講生が自由に考え、わからない部分があれば適宜質問をしてもらおうという形式でアドバイスを行った。法的三

段論法や基準の定立といった法学論文独自の考え方は慣れるまで難しく、当初こういった形式面に関する質問が多いと予想していた。しかし実際には、ほとんどの生徒が自力でワークシートを埋めており、「これで合っているか」といった確認の質問や、問題に深く踏み込んだ具体的な当てはめに関する質問が多く、驚いた。昨年度の授業では問題文がやや難解だったこともあり形式面でつまずいてしまう生徒も数人いたが、今年度は一人もつまずく生徒はいなかったように思う。ワークシートによって思考の過程や検討の内容が可視化されたことで、生徒も思考から執筆へ至る道筋がイメージしやすかったのではないだろうか。また、サポートする側も生徒がどこがわからないと考えているのかを把握でき、アドバイスがしやすかった。

本授業では、昨年度に引き続き今年度も大変意欲的な生徒が多く、全ての生徒が一回以上は質問をしに来た。一方的な主張しかしていない生徒に対して「〇〇という反論もできるが、それについてはどう考えるか」というアドバイスをすると、その後再反論を考えもう一度質問に来る生徒も多かった。片方の立場からだけでなく、反対の立場の意見も踏まえた上で自身の意見を主張していくのが法律論文の醍醐味である。こういったやり取りをするうちにそれぞれの意見に個性が出てきて、大変おもしろかった。

サポートしていく中で特に印象に残った高校生とのやり取りを二つ紹介したい。

ある生徒は入試要項①（主たる学費負担者の年間所得によって特別枠を設ける制度）について、「特別枠で合格できる人数が100人中3人のみと少ないため、差別の度合いが強い」と考えていた。この考えを聞き、こちらは「特別枠の人数が少なければ特別枠でない人も受かりやすくなるのだから、特別枠の人数は少なければ少ないほど差別の度合いは弱くなる」と考え、「反対なのではないか」と言った。しかし、実はこの点は人によってとらえ方が異なる部分であり、何をもって差別の度合いが強いと言えるかは、法律家の中でも未だ議論が続いているということを他のサポートスタッフの方に教えてもらった。自身の調べ

が足りなかったことは反省しなければならないが、このように高校生との会話の中で高度な法律論の話が出てくるのは大変意義深いことだと感じた。

またある生徒は入試要項③（男子受験生を女子受験生より多く合格させる制度）について、「女性は妊娠・出産等で仕事ができなくなる期間があるから、継続して働くことのできる男性の医師を増やそうとしているこの制度は合理的だと思う。しかし、本当にその結論でいいのかわからない」という質問を寄せた。おそらくこの生徒は、「女性差別」や「ジェンダー問題」について聞いたことがあり、直感的に女子受験生が差別されるこの制度は違憲であると考えたのだろう。しかし、制度の目的や必要性を考えるうちに、合理的な部分もあると気づいてしまったのである。この生徒に対しては、「確かに女性は妊娠・出産で仕事を休む人もいるかもしれないが、だからといって医者にはならない方が良いのか？育休・産休といった制度を使って、休む権利があるはずである。また、最近は男性が育休をとることもある」というようなアドバイスをした。他のサポートスタッフは、「産婦人科等女性の医師が必要とされる病院もある」というアドバイスをしていた。これを聞いてその生徒は「もう少し調べてみます」と言って、パソコンに向かった。近年ジェンダー問題は社会的に大きく取り上げられ、高校の授業でも触れる機会があるかもしれない。しかし「雇用において女性を差別してはいけない」と習うだけでは、その問題の根本的な部分までは理解できないだろう。法学論文は双方の意見を考えることを通して、問題をより深く紐解くことができるようになるのだと感じた。

## 4 高校生に法学論文を書かせる意義

このようにして多角的に社会問題を捉えながら高校生が法学論文を書くことは、一つ一つの法律や社会問題に対する法的な考え方を学べる機会を得るだけでなく、問題解決への取り組み方を身につけ論理的思考力を養い、高校卒業後もそれらの力を広く活用できる経験を得ることができる。

### (1) 法学論文の特徴

法学論文では、高校生として馴染みのある社会問題に絡んだ課題が取り上げられている。その課題について、大学で学習するような法律の基礎的な思考方法と論証過程を学び、それに沿って考えることによって、単なる調べ学習ではなく、実際の判例やこれまでに議論された学説を踏まえた論証が可能となる。

本年は憲法が問題となる課題であったが、受講生に向け、参考となる判例や、どのような点に着目して考慮するのかという解説によって、法律論を理解した骨組みで書き進めることができていたように思う。

授業の中で上記のような骨組みを受講生全体で考えた事から、結局皆が同じような書き方になってしまうのではないかと、似たような論文が完成するのではないかという不安を抱く声も生徒から寄せられた。しかし、完成した論文を読んで生徒自身が納得できるほど、実際には各人が着目した部分の評価の違いや重み付けの差などから、それぞれ異なる理由付けと結論が導き出されている文章に仕上がった。

法学論文の執筆を通じて、判例を共通認識として学び、その考え方を基礎とする事で、条文選択や審査基準という一定程度共通した視点を持ちつつ、個々の意見を法律上の議論という枠の中で発展させていけるという感覚を体験できた生徒もいるのではないだろうか。日頃触れる論文とは書き方が違い、初めは戸惑ったという生徒もいたと思われるが、法学論文を書くことで、法律という身近でありながらも日常的に意識することのない文言について、限定的・曖昧な文章の枠の中でどのようにして議論を進めているのかを学ぶことができる。このような論証方法は高校生活ではあまり触れる機会がないが、この経験によって、今後目にする社会問題や法律問題に対して、新たな視点で考えるきっかけが出来たのではないだろうか。

## **(2) 高大連携教育としての意義**

高校生活において、大学入学後にそれぞれの学部で学ぶ内容や、どのような学習や活動が出来るのかを知る機会は限られている。しかし、高校在学時点で将来研究したい分野や携わりたい分野が明確に定まっていなくても、大学入学

後は進学した学部によって、その後4年間にわたって学習する分野が自ずと限られる。そのため、大学4年間に有意義な時間にするためにも、進学前に興味のある学問分野に触れてみることは進路選択にとって重要な意味を持つだろう。

本講義では、実際に法学部の試験で書く論述と必ずしも同じ書き方ではないものの、内容としては大学で取り組むような判例・学説の学習や法的三段論法を用いた論証の実践など、法学部で学ぶ知識や考え方の一部を経験できる。本講義で法学論文を書くこと自体が法学部での学習と必ずしも直結するものではないため、本講義の感覚で法学部に進学することが期待通りの結果に繋がるとはいえないが、高校在学中に法律に触れることで、法律を学ぶことに対するイメージを掴み、進路選択をする際の一助となるのではないだろうか。

また、他の学部への進学やゼミでの活動など、法律以外の学問・活動においても、法学論文を書き上げた経験は大いに応用できるだろう（実際、本年度の受講生の中で「自分は他学部を目指しているけれど、一度法学的な思考を身につけてみたいと思った。そして、その思考のしかたを自分の目指す学部で活かしたいと思った」と話す者がいた）。大学へ入学すると、学部を問わず、自ら問題点を見出し、答えの定まっていない問いについて考え、意見をまとめるという機会は高校在学時よりも格段に増える。本講義では、初回の講義から論文完成までの間に、馴染みのない分野についての知識を得て、グループで話し合い、意見を整理し、時に異なる視点からアプローチし、論理的にそれを組み立てて論文として完成させ、他のグループの意見やフィードバックで新たな気づきを得るという一連の活動が組み込まれている。このような経験は、高校、大学卒業後においても十分に活用することができるだろう。

### **(3) 法学論文への挑戦という経験**

法律をほぼ学んでいない高校生の段階で、限られた時間の中で法学論文を書くという作業は容易ではない。慣れない思考過程に沿って意見をまとめ、書き上げるまでには様々な悩みが浮かぶであろう。大学では講義で判例や学説を学ぶことで、問題に向き合う際の論証過程や自身の立場がある程度固定化される

こともあるが、高校生の段階では与えられた問題に対する最低限の知識を取り入れることから始めるため、より自由な発想で執筆しやすい。一方でこの高校生としての自由な視点がより執筆において悩みの種となることもあるだろう。しかし、本年の活動でも、受講生それぞれが最初の段階では判例の考え方についてどのように読み解けば良いのか悩んでいたものの、最終的に多くの完成稿はレベルの高い仕上がりとなっていた。このように、全員が法学論文を書くことが出来たのは、少なからず法律、法学論文に興味を持ち、難しいと感じても講義に参加し続け、途中で不安や疑問を抱きながらも問題に真剣に向き合ってきた結果に他ならない。自身が納得する論文が作成できたか否かに関わらず、高校3年間の中で新しいことに挑戦し、難しいテーマに対して真剣に向き合い、論文を一つ完成させられたという事実は、今後の人生においても大きな自信となり、自己を支える糧となるであろう。

## 5 橋本先生講評会の様子

今年度の講評会は2024年1月27日に開いていただいた。中央大学法学部茗荷谷キャンパスで行われ、生徒17名（※2名インフルエンザ罹患で欠席）が参加した。講評会の前半は、橋本先生の前で各生徒が執筆を終えての感想や自分なりに工夫したところを発表し、それに対し先生が個別に講評をくださる形式で進められた。後半は橋本先生による講義形式で、出題のねらいや法学を学ぶ意義等のお話を伺った。執筆過程で苦労したという生徒達の話聞き、一見非常にシンプルにまとまっている論文でも、実はそうなるまでに何回も議論していたのだということが知れたり、主張が的確に伝わるよう構成を考えに考えていたのだということがわかったり、仕上がった論文を読むだけでは見えてこないエピソードが共有され、本講座が様々に試行錯誤を重ねられる貴重な場であることを改めて知ることができた。

橋本先生の講義では、今回の出題で「法の下での平等」について考えてほしいというねらいが語られた。“人類皆平等”と言うものの、実際に人は平等に生

まれてはこない。出発点は選べない。でも「法の下」では平等に扱われなければならない。ならば、「法の下」の「平等」とは何を指し、どのようなことで実現できるのだろうか。その答えを自分なりに考えるきっかけになったのではないだろうか…との話を、生徒は熱心に聞いていた。

質疑応答の際には積極的に手が挙がり、ある生徒は「先生なら今回のお題にどう論じていきますか？」と問うた。思考し、話し合い、言語化し、といった一連の作業に懸命に打ち込んだうえで講評会に参加したからこそ、先生の話が胸に響き、より踏み込んだ質問がしたくなったのであろう。先生はご自身が導き出すであろう結論と、それに必要な根拠を一つ一つ述べてくださったが、皆、聞き漏らすまいと真剣に耳を傾けていた。その様子は、「出題の先生が予め用意している“正解”を知りたい」というよりは「専門家の（あくまで一つの）知見を聞き、自分の思考をより磨いていきたい」というような、食欲に学びたい思いに駆られている姿に見えた。またある生徒は、自身の経験を語りつつ「自分の中学校では、評価の付け方が平等ではなかったように思える。先生はどう思うか。」と問うた。出題内容に関連付けられるようなことがあるか、自身が育ってきた環境を思い出し照らし合わせ、改めてその是非を考える（自身の経験を相対的に捉える）ことは、社会問題に真摯に向き合う第一歩となる。社会問題の解決策を考えると、何より大切なのは、対岸の出来事として捉えるのではなく「自分ごと」として捉えることである。このような質問が出てきたことは、生徒達が、貧困格差等の社会問題を「自分ごと」と受け止めることができた証左だと言えるだろう。

## 6 おわりに

本講座を終えた感想として一人の生徒が「人間は大事なことを自分で選ぶことができない。だからこそ『法の下』で平等に扱うことは重要であり、その必要性を改めて感じることができたと思う。とは言っても実際に平等とは何かは分からない。その答えに近づくためにも、常識（コモンセンス）を持ち、探究



の旅を続けていきたいと感じた。」と記していた。論文の書き方を知れたことはもちろんのこと、何よりテーマを掘り下げ思考を重ねることにやりがいを見出したゆえの感想であろう。

2022年度より新カリキュラムが導入され、「総合的な探究の時間」が組み込まれて2年が経つ。新カリキュラムで育つ生徒は、問いを立てて答えを導く学習活動も徐々に定着し、探究の楽しみ方がわかってきたように思う。本講座も、法学的な思考の枠組みを用いて論文を書く形式をとりながら、実際のところは、あらゆる観点から正解のない答えを自分なりに探る探究的活動に主眼を置く学習である。今回、開講3年目にして初めて受講生全員が論文を書き上げることができた。リピーターも数名いて、どのように進めればいいのか心得る生徒が増えたことも大きいと思うが、サポートスタッフと教員が打ち合わせを入念に行い、生徒が本講座の楽しさを存分に味わえるよう、形式面で苦勞しないようなサポートを心掛けたことが奏功したと言える。このような活動に協力を惜しまない卒業生のおかげで、より充実した学びの場が保証される。今後もよりよい教育活動が実現できるよう、連携を取りつつ検討を続けていきたい。

#### 付 記

- ・本講座の開講にあたり、中央大学法学部1年小関優実さん、森菜々子さん（共に58期生）にも本講座出身者としてご協力をいただきました。感謝申し上げます。
- ・参考資料として次頁以降に「優秀賞」受賞の論文（U・Rさん、2年女子）および「次点」の論文（K・Hさん、2年男子）を掲載します。賞は橋本先生による選出です。

（1章・5章・6章小泉、2章2-1赤澤、2-2金田、3章清水、4章園田担当）

## 大学の入試要項について

U・R

中央大学杉並高等学校二年

要約 大学には入試要項においてある程度の裁量が認められている。本件の入試要項は平等権に触れるもので裁量の範囲内とはいええず違憲であるとする。当論文は本件の入試要項を平等の視点から憲法違反か否かを考察したものである。

キーワード 平等権、憲法第十四条

## 1章 はじめに

本件はA県にある国立大学法人A大学において以下のような入試要項があり、B県に居住する男子高校生CがA大学を受験し、不合格となった。この原因がA大学の入試制度にあるとして、代わりに合格し、入学していた私立D大学医学部の入学金と授業料および精神的苦痛を被った慰謝料の請求(国家賠償請求)を行ったものである。以下が入試要項である。

①主たる学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生については、高校3年間の評定平均値5.0であることを条件にして、3名を別枠で合格させること(別枠で合格判定を実施する)。

②A大学が所在するA県内の高校出身者からは、別枠の推薦入試を実施して、5名を合格させること。

③以上、①②の結果を踏まえ、残った定員は、一般入試(通常の科目試験で合否を判定する)で合否判定を行うが、その際、男子受験生を女子受験生より20%多く合格させること。

## 2章 本論

## 1. 入試要項①について

入試要項①では、主たる学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生と主たる学費負担者の年間所得が300万円より上の受験生との間に別枠で合否判定を実施するという点で異別取扱がある。

異別取扱がなされている対象は、国立の医大生の地位につくという利益についてである。国立の医大生の地位は、医者になるための資格をとるうえで必要不可欠な地位である、医大生から医者になれば高収入を得られる地位になれる、世間からの信頼が高い、医学の勉強をするうえで必要なものであり、国立の医大生の地位につくことは受験生にとって重要な利益が得られるものであると考えられる。

主たる学費負担者の年間所得が300万円以上か否かによって別枠で合否判定を実施するという異別取扱いは年間所得が少ないものは医大受験をするうえで年間所得が多いものと比べて差(塾代、受験代、学費など)が生じることに基づくものである。医大受験において塾や予備校に通えないものは通えるものと学力に差がつく。主たる学費負担者の年間所得は受験生にとって自らの意思や努力によって変えられるものではない事柄である。

最高裁大法院 平20・6・4民集62巻6号1367項

(退去強制令書発布処分取消等請求事件)で「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」であり、さらに父母の婚姻により準正子になるか否かは「子にとっては自らの意思や努力によって変えることのできない父母の身分行為に係る事柄」あって、「このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。」と述べられている。これは本件と、重要な地位になれるか否かが比較の対象の努力によって変えられない点で類似していると考えられる。この場合区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについて慎重に検討する必要があるといえる。しかし、国立大学は自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組みを促し、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することを目的とし、法人化が進められており、それに伴い大学の裁量が大幅に拡大している。これを考慮し、中間の基準によって審査すべきであると解す。

入試要項①の目的と手段について考える。

①の目的は所得が低い人も医大生という地位につくことができるようにすることであると考ええる。この目的は、上で書いたように、医大生になることは大きな利益を得られること、その利益を得られるかは受験生の努力で変えられない所得の差によって、受験生の学力の差を生み出し、医大生になれるかに差が生じる、という事情があるため、医大生という重要な地位になることについて影響を与える受験生の努力によって変えられない所得の差をなくすることを目的とするものであり、重要であると考ええる。

①の手段は主たる学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生については、高校3年間の評定平均値5.0であることを条件にして、3名を別枠で合格させることである。この手段について、所得によって異別扱いをとることは、所得によって受験生の学力によって差異が生まれるという事情に基づくものであり、芦部信喜先生の本によると、「法の下での「平等」とは、各人の性別、能力、年齢、財産、職業、または人と人との特別な関係などの種々の事実的・

実質的差異を前提として。法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に扱うことを意味することである。(中略) 恣意的な差別は許されないが、法上取り扱いに差異が設けられる事項(たとえば税、刑罰)と事実的・実質的な差異(たとえば貧富の差、犯人の性格との関係が、社会通念からみて合理的であるかぎり、その取扱い上の違いは平等違反ではないとされる。)とあり、本件は実質的な差異(貧富の差によって生じる学力の差)があり、そのため差である所得によって異別扱いをして入試の可否判定をすることは平等違反ではないと考える。本件では比較の対象が主たる学費負担者によるものであり、家族内で働いているものが二名以上いる場合、受験生の家庭の所得が高い低いを比較できるものではなくっている。所得が高い低いの基準を300万円という数字を使って明確化しているが、予備校によっては約600万円かかるところもあり、300万円という数字が適切なものかといえない。高校の評定は学校ごとに付けるものであり、学校ごとに評定をつける基準が異なるものであるため、高校三年間の評定を手段として用いるのは不適切である。受験生の所得によって学力に差異があるため受験の可否判定を所得によって分けることは目的にそぐうが、合格判定の内容に差をつけることに合理的な理由がみいだせない。以上の事柄からこの手段は適切なものではないと考える。所得が低い受験生に、別枠で可否判定を実施するという手段をとるほうが目的を達成する手段として適切であると考ええる。

よって入試要項①は違憲であると判断する。

## 2. 入試要項②について

入試要項②ではA大学が所在するA県内の高校出身者とA大学が所在するA県外の高校出身者との間に別枠の推薦入試を実施して5名を合格させるという点で異別取扱いがある。この入試要項②では①A県の医者の人数が少なく医療が充実していない場合と②A県の医者の人数が多く医療が充実している場合に分けて検討する。

①A県の医者の人数が少なく医療が充実していない場合

A大学が所在するA県内の高校出身者は、別枠の推薦入試を実施するという異別取扱いはA県の医者が少なくA県の医療が充実していないという事情に基づくものである。

異別取扱いがなされている対象は、入試要項①と同様に国立の入試要項①でも述べたように医大生になれる重要な利益に基づく。

この異別取扱いは、県の医療が発達していない場合、県の医療を発達させることは県の人の命を守る点でとても重要なことであると判断できる。

A県内の受験生になることは受験生自身の意思や努力によって変えられるものではない事柄である。

大学には入試要項を定めることにおいて一定の裁量が認められている。

以上のことを考慮し、中間の基準で審査すべきだと解す。

入試要項②の目的と手段について考える。

この異別取扱いの目的はA県内の医者を増やし、A県の医療を発達させるためと考えられる。A県内の医療を充実させることは重要なことであり、医療充実が医者の数を増やすことによって叶えられるものだと考えられるため、この目的は適切であると考えられる。

この目的を叶える手段として本件の入試要項は「A県内の受験生を別枠の推薦入試を実施して、5名を合格させる」としている。A県内の医大生を増やしたいという理由でA県内の受験生を別枠で合格させることに對しては合理性があると考えられるが、A県内の受験生は推薦入試を行うという入試形式をA県外の受験生と別にする合理性が見いだせない。

また合格させる数を5名にする理由がわからない。明記するなど5名の理由を示すべきだと考える。以上の理由から②の手段は適切ではないと考える。

②A県の医者の人数が多く医療が充実している場合

A大学が所在するA県内の高校出身者は、別枠の推薦入試を実施するという異別取扱いは通学が大変になり途中で通えなくなるのを防ぐ、A県へ引っ越し一人暮らしをする人が学費や生活費を稼ぐために学習に集中できなくなるのを防ぐためという事情に基づくものである。異別取扱いがなされている対象は入試要項①でも述べたように医大生になれる重要な利益に基づく。

A県内の受験生になることは受験生自身の意思や努力によって変えられるものではない事柄である。大学には入試要項を定めることにおいて一定の裁量が認められている。

以上のことを考慮し、厳格な基準で審査すべきだと解す。

入試要項②の目的について考える。

この異別取扱いの目的は生徒の通学時間を短くし、勉学に集中させることであると考える。国内の医学部をおく大学は81しかなく、近くに国公立の医大がない場合もある。そのため通学時間が長い生徒が出てくるのは医大という特殊性によって仕方がないことであると考ええる。通学時間中にも勉強はできるため、通学時間が長いからといって勉学に集中できないとはいえないのではないのか。この目的は重要ではない。

よって入試要項②は違憲であると判断する。

## 3. 入試要項③について

入試要項③では男子受験生と女子受験生との間に男子受験生を女子受験生より20%多く合格させるという点で異別取扱いがある。

憲法第14条1において、性別により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されないとあるが、身体的な性別の違いというのは存在しているわけでそれによって生じてしまう問題のために差が出てしまうのは致し方ない場合もあるとする。この異別取扱いがなされている対象は入試要項①、②と同様に国立の医大生になれるという重要な権利・利益についてである。

身体的な性別を変えることは受験生の意思や努力でかなえることはできないものである。

男子受験生を女子受験生より20%多く合格させるという異別取扱いは女性は産休育休をとる可能性があり、医者という職業は減ってしまうと人々の命を救う人が減ってしまうというほかの職業に比べて特殊であるという事情に基づく。確かに、最近は男性も育休を取れるようになってきているため男性も休業を取る可能性がある。ただ女性には産休があり、男性よりも休業期間が長い。

大学には入試要項を定めることについて裁量が認められている。

以上の事項を考慮すると中間の基準によって審査すべきであると解す。

入試要項③の目的と手段について考える。

この異別取扱いの目的は男子の医大生すなわち医者を増やすことだと考えられる。これは女性には産休育休を取ることがあり、その期間医者の数が減ってしまう点が医者という職業上、数が少なく専門性が高い職業であり、誰でもなれるものではない、また人の命を救う職業であり、なくてはならない職業であるという特徴から不都合が生じるという理由に基づくものであると考えた。しかし男性も育休を取ることが認められており、その期間医者の数が減ってしまうという不都合が生じることに女性と同じである。よってこの目的は重要でないものと考えらる。

よって入試要項③は違憲であると判断する。

#### 4. Cの訴えについて

以上のようにこの大学の入試要項①、②、③は適切なものではないという結論に至った。この場合Cの訴えは認められるのか。最高裁第二小法廷 平8・3・8民集 50 巻 3 号 469 頁(神戸高専剣道実技拒否事件)で「被告人が自らの自由意志により、必修であると体育科目の種目として剣道の授業を採用している学校を選択したことを理由に、先にみたような著しい不利益を被る原告人にあたえることが当然に許容されることになるものでもない」と述べられている。これは本件と適切でない入試要項の大学を受験し不合格という不利益を被ったという点が類似している。しかし、この不利益というのは適切でない入試要項によってもたらされたものであると言えるのであろうか。Cが入試要項によって不合格と

なったと判断した理由は、A大学が開示したCの成績が予備校が作成し公表していた合格最低点を20点上回っていたことである。この合格最低点はA大学でなく、予備校が作成したものであり、確かなものとは言えない。よってCは適切でない入試要項によって不利益を被ったと言えないため訴えは認められないものであると考える。

#### 3章 結論

以上から私達は本件において入試要項①、②、③はともに適切でない入試要項であると考え、この入試要項は違憲であるとした。また、Cの訴えは違憲である入試要項によって不利益を被ったと言えないため認められないとした。

#### 4章 参考文献及び参考URL

[1]URL

医学部予備校ガイドから抜粋

(<https://igakubu-guide.com/article/igakubu02/>)

国立大学の法人化について (2017年3月17日文部科学省) より抜粋

[https://www.next.go.jp/b\\_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1382783001.pdf](https://www.next.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1382783001.pdf)

[2]判例

裁判年月日 令和3年10月28日

裁判所名 大阪高裁

裁判区分 判決

事件番号 令 3(ネ)714 号

事件名 損害賠償請求控訴事件

裁判結果 控訴棄却 文献番号

2021WLJPCA10286001

裁判年月日 平成20年6月4日

裁判所名 最高裁判所大法廷

裁判区分 判決

事件番号 平成18(行ツ)135号

事件名 退去強制令書発付処分取消等請求事件

裁判結果 破棄自判

[3]芦部 信喜「憲法 第七版」

発行所 株式会社 岩波書店

発行年 2022年4月5日

## 入試要項と憲法14条

K・H

中央大学杉並高等学校二年

要約 A大学の入試要項①及び入試要項③は合理的な理由のない異別取扱いであり、憲法14条に違反するものである。しかし、A大学を受験した男子高校生Cが不合格になったのはA大学の入試要項が原因ではないと解すべきであり、Cの訴えは認められないものである。ただし、Cの主たる学費負担者の年間所得が300万円以下で相応の学力が認められる場合はA大学の入試要項が原因であり、Cの訴えは認められるものである。

キーワード 憲法14条 平等権 実質的平等

## 第一章 はじめに

本件はB県に居住する男子高校生Cが、A県にあるA大学医学部を受験したところ、不合格となったものである。CがA大学に成績開示を求めたところ、予備校が作成し、公表していた合格点を20点上回っていた。A大学には学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生に対して高校3年間の平均評定5.0であることを条件として別枠で3名を合格させる、A県内の高校出身者から別枠の推薦入試を実施して5名を合格させる、残った定員は一般入試合格判定をして男子受験生を女子受験生より20%多く合格させる、といった入試制度があり、Cは自分が不合格になったのは上記の入試制度が原因であるとして、代わりに入学していたD大学の入学金と授業料、及び精神的苦痛を被ったとして慰謝料の請求を行った。

憲法14条によってすべての国民が法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別されないことが保障されている。一方で最高裁は同法は絶対的な平等を保障したものではなく、差別するべき合理的な理由があれば保障されないとしている<sup>1</sup>。本論文ではA大学の入試要項は合理的な理由に基づく異別取扱いであるかを論じていく。

## 第二章 A大学の入試要項について

## 1 入試要項①について

学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生に対して高校3年間の平均評定5.0であることを条件として別枠で3名を合格させるというものである。

この入試要項は主たる学費負担者の年間所得が300万円以下の人、300万円より多い者の間に平均評定5.0であることを条件として別枠で3名を合格させるという点で異別取扱いはある。そして、このような異別取扱いは平均所得が300万円より低い人の救済という事情に基づく。また、異別取扱いがなされている対象はA大学で教育を受けるために別枠で合格判定を受ける権利についてである。

確かに学費負担者の年間所得は、受験者自身の意思や努力で変えることは困難であると判断すべきである。しかし異別取扱いがなされている対象に関

して、医学部が存在する大学は他にもあり、必ずしもA大学に行く必要性はない。また、A大学に合格することを保障したものではない。したがって、中間の基準によって審査するべきであると解す。

平均所得が少ない人は、平均所得が高い人と比較すると塾などの学習機会が少なくなりやすい傾向がある。つまり、平均所得が少ない人は一般入試において不利になりやすく、結果の平等を保証するために何らかの措置を講じる必要がある。よって平均所得が少ない人を救済することは重要な目的であると解すべきである。一方で、手段に関して、平均評定5.0を取ることはすべての教科で5.0の評定を取らなければならぬことを意味しており、極めて高い水準である。したがって、学習機会が少ない人を救済するという目的に反すると判断するべきである。一方で医学部に入学することは他の学部と比べると難しい傾向があり、卒業後は人の命を背負う病院に就職する者が多い<sup>2</sup>。そのため、一定の平均評定の基準は設けるべきである。また、別枠で合格させる人物が100名中3名のみであり、こちらも目的に反する。したがって、平均評定を4.5などに引き下げた上で、枠を5名などに増やすといった手段を取り、結果の平等の確保を促進するべきである。よって、より制限的でない他の選ぶ手段があると判断するべきであり、当該区別は合理的な理由のない差別として憲法14条に違反する。

## 2 入試要項②について

A大学が所在するA県内の高校出身者から、別枠の推薦入試を実施して、5名を合格させるというものである。

この入試要項はA県内の高校に通っていた者とA県外の高校に通っていた者の間に別枠の推薦入試を設けて5名を合格させるという点で異別取扱いはある。そして、このような異別取扱いはA県内の活性化という事情に基づく。また、異別取扱いがなされている対象はA大学で教育を受けるために推薦入試を受ける権利についてである。また、異別取扱いがなされている対象はA大学で教育を受けるために別枠の推薦入試を受ける権利についてである。

異別取り扱いを受ける対象はA県内の高校に通っていた人であり、A県外、例えばB県からA県内の

高校に通っていた人も含まれる。A県外に住んでいてもA県内の高校に通うことは可能であり受験者自身の意思や努力で変えることが可能な地位であると判断するべきである。また、異別取扱いがなされている対象に関しては入試要項①と同様にA大学に合格することを保障したものではない。したがって、緩やかな基準によって審査するべきであると解す。A県内の高校出身者に多く入学してもらうことで将来的にA県内に残る人が増え、A県的发展を促するため、正当な目的であると判断するべきである。また、A県内の高校出身者に推薦入試を設けて優遇することは、上記の目的を促進しているものである。よって目的と手段の関連性があると判断するべきである。当該区別は合理的な理由のあるものであり、憲法14条に違反するものではない。

### 3 入試要項③について

上記入試要項①②の結果を踏まえ、残った定員は一般入試合否判定を行い、男子受験生を女子受験生より20%多く合格させるものである。

この入試要項は男子と女子の間に男子を女子と比べて20%多く合格させるという点で異別取扱いがあある。そして、このような異別取扱いは医療現場が女性よりも男性を必要としているという事情に基づく。また、異別取扱いがなされている対象は20%多く合格する、つまりA大学に合格しやすくなる権利についてである。

受験者の性別は生まれながらのものであるため、受験者自身の意思や努力で変えることは困難であると判断するべきである。一方で異別取扱いがなされている対象に関してはあくまでも合格しやすくなるというものであり、合格することを保障したものではない。したがって、中間の基準によって審査するべきであると解す。

目的に関して、確かに医療現場での仕事は人の命にかかわるため、激務であり、その中で女性は妊娠・子育てによる生理休暇等が必要になることがある。しかし、全ての女性が結婚、妊娠して休職するとは限らない。そのため、妊娠、子育てがあるという理由で女性の人数を制限することは不当なものである。更に、女性の患者に寄り添うため、医療現場に女性が必要であると判断するべきである。そのため、医療現場が女性より男性を必要とすることは不合理である。したがって、当該区別は合理的な理由のない差別として憲法14条に違反する。

## 第三章 Cの主張について

男子高校生Cは男子であり、入試要項③によって優遇される立場である。(また、A大学に成績開示を求めたところ、予備校が作成し、公表していた合格点を20点上回っていた。)一方でCの主たる学費負担者の年間所得やCが通っていた高校に関しては

不明確である。したがってCの状況に関しては、Cの主たる負担者の年間所得が300万円以下の場合、300万円以上の場合、CがA県内の高校に通っていた場合、A県外の高校に通っていた場合それぞれを考えるものとする。以下、それぞれの入試要項についてCが不合格になった原因となったものの、つまりCが不合格になったことへの因果関係が認められるかを論じていく。

入試要項①に関して、評定を4.5以上に引き下げ、人数を5人ほどに増やすという代替案を提起している。Cの学費負担者の年間所得が300万円以下の場合、入試要項の①は学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生の権利を制約していたものであると判断するべきである。Cの平均評定が4.5以上など相応の学力が認められる場合は、入試要項①にの不当な制約により不合格になったと解すべきであり、因果関係はあると判断できる。一方でCの学費負担者の年間所得が300万円以上の場合、入試要項①は学費負担者の年間所得が300万円以下の受験生の権利を制約したものであるため、学費負担者の年間所得が300万円以上のCの権利を制約したものではないと判断するべきである。したがって、Cの学費負担者の年間所得が300万円以上の場合、Cが不合格になったことへの因果関係は認められない。

入試要項②に関しては合意であり、CがA県内の高校に通っていた場合、A県外の高校に通っていた場合いずれの場合でも、Cが不合格になったことへの因果関係は認められないものである。

入試要項③に関しては、男子受験生を20%多く合格させることにより、女子受験生の権利を制約するものであったが、男子受験生であるCの権利を制約したものではない。したがって、Cが不合格になったことへの因果関係は認められないものである。

## 第四章 結論

Cが不合格になったのは入試要項が原因ではないと解すべきであり、Cの訴えは認められない。ただし、Cの主たる学費負担者の年間所得が300万円以下で相応の学力が認められる場合に限り、Cの訴えは認められるものである。

## 参考文献

1. 最高裁判所大法廷昭和39年5月27日 民集18巻4号676号
2. 国立大学法人 福井大学キャリアセンター-医学部の進路状況(2023年11月11日閲覧)  
<https://www.career-cu-fukui.ac.jp/about/employment/med/>